

記者会見要旨
(2022 年 2 月 24 日)

I 最近の協会、業界の主な動向について

1. 前回の記者会見後の協会及び業界の主な動向について、＜資料 1＞に沿ってお話しします。
2. 協会の動向として、11 月 29 日に、2021 IPO 会計監査フォーラム IPO 監査の担い手となる中小監査事務所交流会を開催しました。
3. IPO 会計監査フォーラムは今回で 2 回目の開催となります。今回はブースを設置して中小法人約 20 法人に集まって頂き、証券会社の方をはじめとした市場関係者の方々に、中小法人が実際にどのような組織体制で経営しているのかお話を聞いていただきました。
4. 中小法人の実態を直接知る機会は少ないと思うので、関係者の皆様に知って頂く良いきっかけになったと思います。
5. 12 月 3 日「コーポレートガバナンス・コードについて考える」(第 6 回)を公表しました。
6. コーポレートガバナンス・コードについては 2021 年 6 月に改訂されました。スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議に協会としても委員を輩出したいと考えており、今後も知見を高めるとともに情報発信をしていきます。
7. 12 月 14 日「令和 4 年度税制改正大綱に関する会長コメント」を公表しました。
8. 協会としては税制に対する意見を取りまとめて毎年 6 月に税制改正意見書を公表しており、税制改正意見書の内容は相当程度、税制改正大綱にも取り込まれております。
9. 会長コメントでも、協会の税制改正意見書の内容と税制改正大綱の方向性は同じものであるとコメントしております。今後も、税務を含む会計全般の専門家たる公認会計士の団体として、積極的に意見発信してまいります。
10. 1 月 5 日会長声明「金融審議会公認会計士制度部会報告の公表を受けて」、1 月 27 日理化学研究所による研究報告書「AI 等のテクノロジーの進化が公認会計士業務に及ぼす影響」については後程説明します。
11. 2 月 2 日に倫理規則改正に関する会長からのメッセージ動画を公開しました。
12. 会員向けの研修動画ですが、一般向けにも公開しました。倫理規則については今年、大幅な改正が行われます。監査法人のみならず、監査を受ける企業にとっても影響が大きい改正を含むので一般公開も行った次第です。
13. 改正内容としては全体的な構成を国際基準に合わせ、監査事務所の特定の監査先からの報酬依存度が 15%以上になる状況が 2 年連続すると何らかの形で公表しなければならず、5 年連続すると監査契約を辞任することになっています。
14. 日本でも上場会社の監査人に係る規則となりますが、改正されると抵触する事務所が出てくると思いますので、会員に丁寧に説明しています。
15. また、監査以外の業務についても制限が強まります。具体的な内容についてはこれから検討されますが、これも監査法人にとっては大きな影響があります。
16. 2 月 4 日「JICPA オンラインカンファレンス 2022」の告知をスタートしました。
17. 対面開催を予定しておりましたが、感染状況を踏まえ、残念ながら昨年同様に録画配信形式で開催します。
18. 3 月 4 日から申し込みを開始し 4 月 4 日、5 日に配信となります。
19. 業界の動向として、11 月 29 日から金融庁「金融審議会公認会計士制度部会」が開催されました。
20. 2021 年内に合計 3 回開催され、1 月 4 日に「金融審議会「公認会計士制度部会報告—上場会社の監査品質の確保と公認会計士の能力発揮に向けて—」」が公表されました。
21. 今後、公認会計士法改正案が、国会で審議されます。

22. 12月20日に財務会計基準機構「サステナビリティ基準委員会（SSBJ）の設立及びSSBJ設立準備委員会の設置について」が公表されました。
23. SSBJは国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）に対応する日本の組織になり、IASBとASBJと同じような関係になります。
24. 今後、海外の基準設定主体に対する意見発信や、日本基準を策定していくと考えられます。
25. 1月21日に公認会計士・監査審査会から中小法人の1つに対して行政処分勧告が出されました。
26. 勧告内容の一つは品質管理レビューでの指摘への対応を怠ったというものです。
27. 公認会計士制度部会でも中小監査法人の経営基盤強化について議論されたところであり、協会としても中小法人への対応は喫緊の課題と認識しています。
28. 2月2日に日本証券アナリスト協会「証券アナリストに役立つ監査上の主要な検討事項（KAM）の好事例集」が公表されました。
29. 好事例集の選定に当たって、一次スクリーニングには協会も協力しました。アナリストや審査員のコメントが付されるなど、非常に興味深い内容になっています。
30. 2月18日に金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」が開催されました。
31. メインテーマは四半期開示について、既存の制度を維持するか簡素化するか等について議論されました。
32. いくつかのメディアでも取り上げられた通り、四半期開示を維持する意見が大半を占めました。証券取引所の適時開示と金融商品取引法による法定開示が重複している制度について検討してはどうかというコメントもありました。

Ⅱ 会長声明「金融審議会公認会計士制度部会報告の公表を受けて」

33. 公認会計士制度部会での議論については「会計監査の信頼性確保のための方策」、「公認会計士の能力発揮・能力向上に向けた環境整備」の2つの大きなテーマで話し合いが行われました。
34. 「会計監査の信頼性確保のための方策」については、上場会社監査事務所の登録制度について、現在協会の自主規制の枠組みで行われていますが、実効性を一層高めるために法律で定めることとなります。
35. また、金融庁からCPAAOBへの業務の委任について、現在立ち入り調査権限については、虚偽証明の疑いがある場合、CPAAOBが調査し、その結果行政処分勧告を行い、その後金融庁が別途、虚偽証明等に関する調査を行う流れになっており、同じような手続をCPAAOBと金融庁で実施するような形になっています。
36. 手続の効率性と処分の迅速性の面から、虚偽証明の疑いがある場合、CPAAOBが報告徴収や立入検査することができるよう、CPAAOBへの権限の委任規定を見直す法律改正が行われる予定です。
37. 「公認会計士の能力発揮・能力向上に向けた環境整備」としては、監査法人の社員の配関係に関する業務制限が緩和されます。
38. 現在、監査法人の全社員を対象として、その配偶者が被監査先の役員等である場合、当該監査法人による監査証明業務の提供を制限する規定が設けられています。
39. この制限は、全社員を対象とする点において、国際的にみても制限対象範囲が広く、実際に支障が出ている例もあるため、国際規制並みに緩和して頂きたいと要望しておりました。
40. 組織内会計士向けの指導・支援を広げるための方策について、現在、監査事務所以外での業務に従事する会員の勤務先の情報は得られておりませんでした。
41. 組織内会計士は増加傾向にあり、管理監督及び研修機会の確保などの会員サービス向上のため、勤務先を公認会計士名簿への登録事項に加えることが適切であると考えられます。
42. 実務経験期間の見直しについて、現在2年以上の実務経験を有することが登録の要件でしたが、3年以上に見直すことが提案されています。

43. 国際的にも3年がベースとなっているケースが多いことが改正のひとつの理由です。また最近是在学中の試験合格者が多く、在学中に大学の単位を取得した後パートタイムで実務経験をした場合に、十分な実務経験と言えるのかという問題があります。更に監査業務は多様化、細分化されており、一通りの監査業務を経験したと言える年数が伸びていると思われます。こうした事情を勘案して、3年に延長することが提案されています。
44. 継続的専門研修の確実な受講を通じた公認会計士の能力向上について、継続的専門研修制度の義務違反があった場合、違反者に対して是正勧告を行った後、義務履行していただける場合がほとんどです。一方で、極めて少数ですが、義務違反を繰り返す会員が存在します。
45. そういったケースについては、登録抹消の権限を協会に頂くことを考えています。
46. 会計に関する教育・啓発活動について、現在協会の自主的な取り組みとなっていますが、協会の活動として法律で定め、より一層推進していくべきと考えています。

Ⅲ 理化学研究所による研究報告書「AI等のテクノロジーの進化が公認会計士業務に及ぼす影響」の公表

47. 3年ほど前に理化学研究所からご提案を頂いて、この研究を始めました。
48. 以前、海外の大学や日本のシンクタンクから、公認会計士の仕事の大部分が、将来AIによって置き換えられるという調査報告が公表され、報道で大きく取り上げられたことがありました。
49. これについて、理化学研究所から、より詳しい研究をしたいとのご要望をいただき、研究者に詳細に研究していただいて、監査業務が将来どの程度AI等によって代替されるのかを明らかにした上で、人間は何をすべきなのかを考えるために今回の研究を行いました。
50. 研究の結果、設備投資予算の制約がない、企業側でもIT環境が整っていて監査法人のテクノロジーを受け入れられるというように、技術の導入に制約がないことが前提ですが、10年後にどの程度AI等のテクノロジーに置き換わるのかについて推計したところ、代替可能性としては平均して主査業務で32%、補助者業務で48%程度が置き換わると予想されています。
51. また、代替可能性が低い業務ほど昇進への影響が高いという傾向もありました。
52. この結果について当協会はポジティブに捉えています。そしてこの結果は、公認会計士業界に限らず、他の士業、事業会社等も直面する問題です。
53. 当協会は、AI等を利用して捻出された時間を使って人間が何をすべきなのかを重要課題として認識して、迅速かつ具体的な対応をしていきます。

Ⅳ JICPA オンラインカンファレンス 2022 開催

54. 2022年4月4日、5日に収録配信型オンラインイベントを開催します。是非お時間があればご覧頂ければと思います。
55. セッション1 「JICPAのブランディングと将来ビジョンについて」では公認会計士協会のビジョンペーパーを公表する予定です。10年後にどんな課題を認識して何をしていくのかを取りまとめる予定です。
56. セッション2では、企業情報開示の新潮流-サステナビリティ開示の進展に向けた国内外の取組-をテーマにパネルディスカッションを行います。
57. セッション3では、監査の現場力の向上～ステークホルダーとの期待にどのように応えていくか～がテーマで、監査の現場力が落ちているのではないかと、と言うご批判も踏まえて監査の現場力についてどのように考えるかについてパネルディスカッションを行います。
58. セッション4では、企業価値向上に向けた会計監査～企業現場からの声～として企業側から見た監査価値についてパネルディスカッションを行います。
59. セッション5では、監査の未来をテーマに、理化学研究所の研究報告書も踏まえ、監査の未来をどう実現していくかについて、理化学研究所の研究員の方、監査法人関係者、協会役員とパネルディスカッションを行います。

60. セッション6では、中小監査事務所基盤強化と資本市場における活用をテーマに、中小事務所の資本市場における役割についてパネルディスカッションを行います。

以 上